

第百七十七回国会
衆議院

経済産業委員会 農林水産委員会 環境委員会連合審査会議録 第一号

平成二十三年八月十日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

経済産業委員会

委員長 田中けいしゅう君

理事 石関 貴史君

理事 楠田 大蔵君

理事 近藤 洋介君

理事 西村 康稔君

理事 石森 久嗣君

理事 川口 博君

理事 木村たけつか君

理事 熊田 篤嗣君

理事 齋藤やすのり君

理事 白石 洋一君

理事 平 智之君

理事 中山 義活君

理事 花咲 宏基君

理事 吉田おさむ君

理事 梶山 弘志君

理事 齋藤 健君

理事 永岡 桂子君

理事 額賀福志郎君

理事 吉井 英勝君

農林水産委員会

委員長 山田 正彦君

理事 佐々木隆博君

理事 仲野 博子君

理事 谷 公一君

理事 石田 三示君

理事 磯谷香代子君

理事 金子 健一君

理事 近藤 和也君

理事 玉木雄一郎君

理事 道休誠一郎君

北神 圭朗君

後藤 斎君

谷畑 孝君

佐藤 茂樹君

緒方林太郎君

川島智太郎君

柳 万里君

齊木 武志君

柴橋 正直君

杉本かずみ君

高松 和夫君

橋本 勉君

山本 剛正君

伊東 良孝君

近藤三津枝君

高市 早苗君

西野あきら君

稲津 久君

柿澤 未途君

環境委員会

委員長 小沢 鋭仁君

理事 田島 一成君

理事 横光 克彦君

理事 吉野 正芳君

理事 石田 三示君

理事 川越 孝洋君

理事 柳 万里君

理事 阪口 直人君

理事 長尾 敬君

理事 森岡洋一郎君

理事 吉川 政重君

理事 後藤田正純君

理事 丹羽 秀樹君

理事 古川 慎久君

野田 国義君

森本 和義君

伊東 良孝君

江藤 拓君

北村 誠吾君

西 博義君

藤田 大助君

山岡 達丸君

今村 雅弘君

小里 泰弘君

山本 拓君

吉泉 秀男君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長)

安井 正也君

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)

伊藤 哲夫君

政府参考人
(環境省総合環境政策局長)

白石 順一君

政府参考人
(環境省地球環境局長)

鈴木 正規君

農林水産委員会専門員

雨宮 由卓君

経済産業委員会専門員

網井 幸裕君

環境委員会専門員

高梨 金也君

本日の会議に付した案件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出第五一号)
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○田中委員長 これより経済産業委員会農林水産委員会環境委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
本案の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。
これより質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

す。

きょうは、こうして経産委員会にかけられております再生エネ特措法の連合審査を実現していただきました。田中けいしゅう委員長以下、経産委員会の皆様に心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

御承知のように、最近のデータとしまして、手元にある二〇〇八年の電力供給量を拝見いたしますと、再生可能エネルギーの発電の割合はわずかに一・九%、大規模水力発電の割合は七・一%という状況でございます。何としてもこの割合を引き上げていかなければならないというのが大きな課題であろうかと思っております。

今回御審議をいただいているこの法案が成立すると、それこそ、二〇二〇年、また二〇三〇年の再生可能エネルギーの発電の割合、大規模水力発電を除いたエネルギー発電の割合はどれぐらいになるというふうに見込んでいただいているのでしょうか。また、再生可能エネルギー発電の種類ごと、陸上風力、洋上風力、そして太陽光、地熱、小水力、またバイオマスのそれぞれの割合の見込みをお示しいただきたいと思っております。

○海江田田務大臣 田島委員にお答えを申し上げます。

まず、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの比率でございますが、これは二〇〇九年を基準にしておりますが、現在八・五%。これが、この法律案を成立させていただきまして上でのこととございますが、二〇二〇年までに一二・五%にすることを見込んでおります。

四%伸びるわけでございますが、今お尋ねのその内訳でございます。太陽光発電が約二・五%、風力発電が約〇・七%、風力は地上と海上を分け

でございますので御理解をいただきたいと思
います。それから中小の水力発電が約〇・二%、
地熱発電が約〇・三%、バイオマス発電が約〇・
三%となる見込みでございます。

それから、二〇三〇年というお尋ねでございま
すけれども、二〇三〇年になりますと、今御審議
をいただいておりますこの制度だけではありませ
んが、エネルギー基本計画で二〇三〇年に再生可
能エネルギーはおよそ二〇%としておりますの
で、その内訳を申し上げますと、太陽光発電が約
五・六%、風力発電が約一・七%、それから水力
発電が一〇・〇%、地熱発電が約一%、バイオマ
ス発電が一・一%となっております。

以上です。

○田島(一)委員 今、大臣の方から一つ一つ丁寧
に御説明をいただきました。本当に、まだまだそ
の効果があらわれていない、効果が見込まれるは
ずなのに期待する数字自体が非常にまだまだ低い
なというのが私どもの正直な印象であります。今、
この再生可能エネルギー法を何としても通し、そ
してさらにそれを今後のエネルギーの主力にし
ていきたい、そんな思いでいるにもかかわらず、ま
だまだ低い現状にあるということが大変残念でな
らないところであります。

きょうは、連合審査であり、農水大臣、環境大
臣にもお忙しい中御出席をいただきました。

農林水産業に目を転じさせていただきますと思
います。

今日の農林水産業の若年層離れは非常に残念な
ところでもあります。今回この法案が成立をす
ることによって、例えば、農地に張りめぐらして
いる水路が小水力発電の発電所に、また、漁業に
あつては漁場の一部が洋上風力発電所に、林野に
あつてはバイオマス発電のエネルギー源となつ
ていくことを私個人としても大変期待している
ところでもあります。

言いかえるならば、再生可能エネルギーを活用
することによって、農林水産業に従事していただ
いている方々の副収入を確保し、半農半エネ、ま

た半漁半エネ、半林半エネという一次産業に変化
をしていく可能性が十分にあるのではないかと
いうふうに期待をしているところでございます。

農水大臣としてどのような期待をお寄せいただ
いているのか、ぜひこの機会を通じて御紹介いた
だけばと思います。

○鹿野国務大臣 今、田島先生からおっしゃった
とおり、農山漁村におきましては、太陽光とか、
あるいは風力、地熱、バイオマス、そして小水力
といった、まだ利用されていない豊富な資源が存
在いたしております。このような再生可能エネ
ルギーが活用されるというふうなところにつ
まなかり、また所得を生み出すというところにも
結びつくわけでございまして、地域の活性化に資
するものと思っております。

そういう意味で、全量固定買い取り制度という
ものは、これからも、取り組みによって、農山漁
村が本当に新たな活力を生み出すというふうなこ
とでありますから、この取り組みは大変重要であ
り、意義のあるものだ、こんなふうに考えており
まして、農林水産省といたしまして、本制度の
導入によって何としても農山漁村再生を図ってい
きたい、こういうふうな考え方で取り組んでおり
また期待もいたしているところでございます。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

再生可能エネルギーを一次産業、また農山村の
活性化につなげていくことに対して大変大きな期
待を寄せていただいていると確認をしたところで
あります。

そのために、農水省として、今回の再生可能
エネルギーの調達価格でありますとか調達の期間
についてはどうあるべきだということにお考え
か、お答えいただきたいと思います。

○簡井副大臣 今大臣が答弁しましたように、例
えば、今、限界集落等が大きな問題になっており
ますが、限界集落に行けば行くほど、間伐材を初
めとしたバイオマス資源がたくさんございまし
て、それらを活用したバイオマス発電事業、これ

が利益を上げる、もうかる、こういう状況になれ
ば、その発電所は雇用の場所、所得確保の場所に
なるわけでございまして、限界集落の解消につな
がるわけでございます。

それらが大きく今期待されているわけでござい
ますが、それらの期待をきちんと実行していくた
めには、やはり調達価格それから調達期間、これ
をきちんとした仕組みにする、もうかる事業とし
て存続できる、こういう形にしなければならな
いわけでございます。

しかし、現在審議されております法案では、こ
の調達価格、調達期間、いずれも法律には規定さ
れておりません。最大限の価格と最大限の期間、
これをきちんと決めていただきたいという期待
を持っております。

○田島(一)委員 具体的な数値についてはお答え
にはなりませんでしたが、やはり、十分に、
もうかる、地域の農林水産業に従事する方々が、
農業、漁業、林業をやる傍らで発電によって収入
を得られる、そういう仕組みにすることが必
要だというお答えだったというふうに理解をした
と思っております。

今までですと、どうしても、発電事業にかかわ
っている方と農林水産業にかかわっている方は、ど
ちらかといえば相反するような関係にあったかも
しれません。しかし、私が今申し上げたのは、農
林水産業に従事されている方々が、もう一方で、
自分たちの土地やまた地域を利用して発電をし
ていく、そのことによって、地域を離れていくよう
な、過疎であるとか限界集落と呼ばれるようなこ
とを食いとめることができるのではないかと、一翼
を担うことができるのではないかと、そんな期待を
実は寄せているところであります。

これから新たな一次産業のあり方という点で、
この再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度
が大きく役に立つてくれるだろうという期待を寄
せております。どうか、農水省におかれても、現
在の農林水産業の実態と照らし合わせていただき
ながら、どういう活用ができるかについて十分に

御研究をいただいて、一刻の猶予もない、そんな
状況にある農林水産業の実態、そして再生可能エ
ネルギーの普及をしなければならぬという課題
を両立していくためにぜひ御努力をいただくこと
を心からお願ひ申し上げます。

さて、環境大臣にお尋ねをさせていただきます
と思います。

先ほど農水大臣の方にもお尋ねをいたしました
が、環境省として、再生可能エネルギーの調達価
格でありますとか調達期間はどうかあれば最大限の
普及ができるというふうにお考えか。地球温暖化
対策など、さまざまな政策課題と相まった今
回の固定価格買い取り制度であります。ぜひ前向
きなお答えをいただきたいと思いますが、よろし
くお願いいたします。

○江田国務大臣 今、過疎の農水産地域の夢をか
き立てる、そういう効果もあるのだと、夢がわく、
そういうお話がございました。

環境保全という観点からも、再生可能エネル
ギーは、もちろん地球温暖化対策あるいはエネル
ギーセキュリティの向上だけでなく、経済の
活性化、雇用の創出なども、本当に今後の復興、
日本の発展という点からも、導入を加速すべきも
のだと考えております。

国際的に見ても、ドイツを初め、世界七十を超
える国や地域で全量固定価格買い取り制度が導入
され、再生エネルギーの普及拡大をしているわけ
でありまして、我が国でも不可欠で、世界じゅう
のいろいろな経験を見ますと、やはり今委員御指
摘の調達価格、調達期間の設定、これが非常に重
要だと思っております。

本法案は、新規投資を促すことを目的としてい
るわけで、多くの事業者等がこのシステムに参入
することとなるような調達価格や調達期間の設定
というのが重要であります。この点は、今御指摘
のとおり、本法案に書いてはございませんが、こ
こに、施策の実施に当たっては、法を所管する経
済産業大臣は環境大臣と密接に連携し、協力して
行うという規定がございまして、環境省としても、

そのような観点から積極的な協力をしてまいりたい、ぜひこれは成功させたいと思っております。

○田島(二)委員 ありがとうございます。

どうしても、再生可能エネルギーを普及していくと思うと、さまざまな障害にぶち当たる、これは、環境省にあつてはアセスメントであつたり、また健康被害であつたりと、いろいろな問題が伴っているのもこれまた事実であります。しかしながら、さまざまな規制や障害等々をできる限り取り除いて、少しでも普及に貢献できるような仕組みづくりをしていくことも何より大切だと思いますし、また一方では、技術開発をやはり加速化させていくことが何より大切であろうと考えるわけであります。

私が尊敬する九州大学応用力学研究所の大屋先生が、今環境省の地球温暖化対策技術開発事業の委託を受けて、風を受けるブレードの周りに集風体を設けた風レンズ風車なるものを研究されておられ、この秋から博多湾でフローティング、海の中に浮かべた浮体の上に風力発電を置いて、実証実験をいよいよさそようとしています。

単なる風車だけではなく風レンズをつけることによって、出力が五倍にはね上がる。また、自然保護の問題になつていたバードストライクも起きないという実験結果も出てきておりますし、風車騒音自体も低減化されているというような結果も出てきています。

これが海の中に、浮体の上に幾つも並べられて置かれる。これを漁業にかかわる方々が事業の主体となつてやってくると、それによる収入も漁業従事者の皆さんに回ることができます。そして、さらにその風力によって発電したものが地域の電力として使われていく。今や、今までに考えられなかった、そういう世界に新たな力が、新たな発想が、新たな技術がどんどんどんどん広がっていくことも私たちは真正面からやはり受けとめていく必要があるかと思ひます。

出力が今までの五倍あつて、さらにさまざまな障害も乗り越えられる。こうした問題は、この大

屋先生の研究だけではなく、それ以外にも幾つもの実証実験として成果を上げていっているものがあります。こうしたものをどのように実現していくか。

つまりは、研究されたその成果をビジネスにしっかりと結びつけていくという、そのつなぎ役が今必要なのではないかと思ひます。それこそ経産大臣を筆頭に、経産省また外郭団体等々がそのコーディネート役をぜひ果たしていただく必要があるのではないかと私は考えるものであります。

今回、東日本大震災が起こり、東北地方の被災地にあつては、電力はもちろんのこと、復興復旧にそれぞれのお立場で皆さんが御尽力をいただいていることと思ひます。とりわけ、東北地方が持つ再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に引き出し、新たなエネルギーをこの東北地方でしっかりとつくり出していくことが何より求められているのではないかと考えます。

エネルギーの地産地消はもちろんのこと、地方でつくったエネルギーを都会へ送る、地産都消という発想で、これから地方の持つポテンシャル、そしてその新たな収入源として大きな期待が寄せられているのではないかと考えるところであります。最後に経産大臣の御所見をお伺いし、質問を終わりたいと思ひます。

○海江田国務大臣 田島委員から御指摘のありました東北地方であります。風力発電は大変ポテンシャルの高いものがあります。もちろん太陽光もそうであります。それから、先ほどお話のありましたようにバイオマスもそうでございます。その意味では、再生可能な自然エネルギーのポテンシャルが大変高い地域と考えておりますので、現在、それぞれの県で進められております復興の計画、あるいは国で進めております復興計画、この中でしっかりとこの再生可能エネルギーの発電量をふやすというところを位置づけをしていきたいと思ひます。

それからまた、地産地消ということによく言われることであります。今委員は地産都消と、都でいいますか、都市でこれを消費するのでもいい

だろうということでございます。そのためには、系統につないで、そしてしっかりと都市まで送電をしなければいけないわけでございますから、そういった施設の充実も図っていききたい、このように考えております。

○田島(二)委員 ありがとうございます。

ぜひこの法案が成立し、より多くの再生可能エネルギーが普及していくことを心から念じて、質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○田中委員長 田島君の質疑は以上で終了いたしました。

次に、井上信治君。

○井上(信)委員 自由民主党の井上信治です。

本日は、この再生可能エネルギー法案、委員会での審議を重ねて、多くの論点も指摘をされ、いよいよ与野党での修正協議も始まる、こういったタイミングの中で、各委員長や理事の先生方の御努力によって、この三委員会合同の連合審査が行われるということをまずもって感謝申し上げたいと思ひます。

そして、この法案の目的としましては、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策、また経済の活性化や雇用の拡大、こういったようなものが主要な目的であり、そういう意味では、私どもも、もちろんこの基本方針に反対するものではなくあります。

ただ、その中の一つ、私が環境委員会所属から申し上げるわけではありませんが、地球温暖化対策という目的に対してはもう少し議論が十分ではないのかなという気がいたしております。ですから、きょうはそういった視点を中心に質問させていただきます。

その前に、ちょうど関係者の皆様がおそろいでありますから、原子力安全庁のことについて伺いたいと思ひます。

先週の金曜日に細野担当大臣が発表されたというところで、原子力行政の規制とそして監視を分離していくということ、これはそのとおりでしょう、

適切なことだと思ひます。しかし、それをどこに設置するかということではいろいろ議論があると。報道によりますと、総理や細野大臣、江田大臣は環境省の外局がいいんじゃないか、そして枝野官房長官は、いや、内閣府の外局がいい、そういったことを言っておられる、そして海江田大臣は、もうまないたの上のこいだからお任せすると言っているというお話がありましたけれども、実際のところ、今週中には結論を出すと言われております。政府の方でどのようにお考えなのか、福山副長官、お願いいたします。

(田中委員長退席、山田委員長着席)
○福山内閣官房副長官 井上委員にお答えをさせていただきます。

委員御指摘のように、細野原発事故担当大臣を中心に検討を行ひまして、八月の五日に試案が発表された次第でございます。現実には、今その試案に基づいて、党内も含めて御議論いただいているところでございますし、より安全で、国民の皆さんの信頼をいただくためにも、国民の皆さんにも御議論いただければというふうに思ひます。

○井上(信)委員 私は、個人的にはこれは環境省の外局として設置すべきだというふうに思っております。

二十一世紀は環境の世紀と言われ、この環境ということに関して、国民の関心というものは非常に高いです。世界的に大きな課題です。そういう意味では、十数年前の省庁再編の中でも、例外的に環境庁だけは環境省への単独の格上げといひます。か、そういった再編もなされました。しかし、そういう中で、環境行政の中でいつまでたっても放射能汚染に関する問題だけは別だ、こういうことで本場に一体的な環境行政ができるのか、国民生活の環境を守ることができるのか、そういう思いであります。

江田大臣も恐らく本音のところは一緒だと思ひますけれども、例えば鳥取県で記者のインタ

ビューに答えて、環境省は小さな役所だから、予算も人材も確保してからのことでなければとてできないと発言されたことと伝えられております。これは、予算も人材も確保できれば環境省でやるよ、そういうことなのかなと私は思っています。すけれども、やはりそれぐらいの意気込みで、しっかりと、これは環境省の外局に置くべきだということとを、江田環境大臣、ぜひ言っていただきたいと思ひます。

○江田国務大臣 熱烈な応援をいただいて、ありがとうございます。

原子力安全規制というのが今の体制ではいけない。これは、やはり推進と規制をしっかりと分離して、そして規制行政というのは一元化をしなきゃいけない。しかも、この規制行政というのは、国民の安全、安心の確保というのが最も重要でありまして、こうした観点から、予算についても人員についてもしっかりとしたものをつくらなきゃいけない。国民の期待にこたえられるよう、よく検討しなきゃいけないことだと思っております。

その上で、環境省でございますが、今委員御指摘の放射性物質の関係ですけれども、これは、今の日本の法制の中で、原子力施設から環境に放出された放射性物質について、法規制がございせん。あるいは法の空白と言わざるを得ないかもしれません。しかし、現実には、福島第一原発から環境中に放射性物質が飛散をして、これによって廃棄物が汚染されたおそれがある事態が現に目の前にある。

そこで、環境省は、これは手をこまねいているわけにいかない、こうしたおそれのある廃棄物についてはむしろ環境省が中心になって処理を進めていくということと、きのうも代行法案を衆議院の委員会でも可決させていただいたところでございす。ぜひそうした積極姿勢を持っていきたいことを御理解いただき、また、環境省は、環境庁発足以来四十年が経過をいたしました。この間、環境省にもなり、国民の期待にこたえられる、それだけのたくましさを持った役所になってきてい

ると自負しております。

何はともあれ、どこに置くかということは、これは内閣全体として議論して決着をつけないといけないこととありまして、もし環境省ということになれば、その責任はしっかりと果たしていきたいと思っております。

○井上(信)委員 それは内閣全体の問題だとは思ふんですけれども、環境大臣として、環境省として今どう思うのかと、私も熱烈な応援の質問をしたつもりなので、熱烈に明言をしてもらいたいと思っております。

それで、一つ、今おっしゃったことで、例の、環境規制のさまざまな法令の中で、放射能またはそれに汚染されているものを除くという適用除外の規定、これを見直すということは、先般、二日の日に東日本の復興特別委員会での質問に対して江田大臣も明言をされましたよね。ちゃんと法律を改正する、しかも閣法での適用除外を除くというように考えをおっしゃいました。

ということをお考えと、これを内閣府の外局に置きますと、この法令はそのままだと思ふんですね。やはり環境省の中に置くからこそ、この適用除外を削除して、法令を一体として環境省で所管するということになりますので、そういう意味では、二日の大臣の答弁とそこを来すことになると思ひます。そういった点も含めて、やはり環境省に置くべきだとぜひおっしゃっていただきたいと思ひます。

○江田国務大臣 放射性物質あるいは放射性物質により汚染されたおそれのあるもの、これが環境中に存在していることを今の法は認識していないわけで、これはやはり改めなければならぬ。

福島原発から飛散した放射性物質により汚染された廃棄物等について、これは議員の皆さん方いろいろな議論を今進められているところだと思っております。大変に熱い期待を持っておりすが、これをさらに超えて、福島原発以外にもいかなる事態であろうが、放射性物質あるいはこれによって汚染されたものが環境中に出た場合の

法規制というものはしっかりとつづけていかなければいけない。これはもう先般申し上げたところでございす。

その上で、今の熱烈な応援のエールにどうこたえるかですが、私は先ほど、新しい組織については国民の期待にこたえられるように検討しなければならぬと言つて、そして環境省は国民の期待にこたえられるたくましさを持つてきたとお答えしたところでございす。御理解いただきたいと思ひます。

○井上(信)委員 国民の期待にこたえて環境省の外局に置く、そういう意図だというふうに勝手に理解をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、法案本体の話に入るんですけれども、これはもうさまざまな方が指摘をされておりますけれども、この法案、地震の前に閣議決定をされたということでありまして、東日本大震災を受けて、やはり中身を変えていくべきではないか、そのことを踏まえてやはり見直さなければいけないんじゃないかということがあろうと思ふんですね。

そして、その前に、そういうことを言えば、そもそも日本の、我が国の国策としてのエネルギー戦略であるとか、あるいは地球温暖化対策、これが東日本大震災の影響を受けて大きな前提条件が変わっているわけですから、そういう意味ではこれを考えるべきだ、これも当然の議論だと思ふんです。そういう意味で、温対法の中に記しているCO₂削減の二五%、当然のことながらこれは見直さなければ、いわばつじつまが合わないということになってしまふと思ふんですね。

ちょうどきのう、自公民の三党で、例のマニフェストの政策を見直す、こういうた合意ができました。これは私はいいいことだと思ふんですね。やはり、民主党さんの方で、理想論を掲げるのは結構ですけれども、財源の問題等々、現実を考えたければ政策を実行することはできない、似たような話だと思ひますよ。

ですから、そういう意味では、このCO₂の二

五%削減、温対法を見直すということをぜひおっしゃっていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○江田国務大臣 二五%という話でございすが、一九九〇年比二五%削減というこの目標値は、これは、世界の多くの国が賛同している、地球の気温上昇を工業化前に比べて二度以内に抑える、こういう目標を達成するために気候変動に関する政府間パネルの科学的知見に基づいて設定された数字で、先進国は二五から四〇ということとございすが、日本は今までのいろいろな努力をしておりますので、その二五から四〇のうちの二五というものを選び、これを国際公約としてはしっかりと申し上げたところのものとございす。

その二五%というものを實現するために、さまざまな分野でどうするというのがをずっと積み上げて、その中に原子力発電の部分というのは確かにあるのは事実ですが、これが今、ちよつと達成が難しいという状況になっているのは事実。しかし、これは、そういう事態の中で、国民の中に、再生可能エネルギーあるいは省エネルギーに対する取り組みについて機運は盛り上がりつつあるわけで、これをどうやって定着させていくかということが今重要な課題になっており、私は、まさに今回のこの法案のような施策によって、そうした再生可能エネルギーや省エネルギーというものに国民的な規模で取り組んでいけば、この二五%という部分にそれがしっかりと入つてまいりますから、今この段階で二五%削減という目標をあきらめるのは妥当ではない、むしろ逆に、国際社会に、日本はこういう事態でもこうしたことをやるんだと思つております。

環境省として、この再生可能エネルギーの導入ポテンシャルというのをいろいろな場面で検討しましたが、例えば洋上の風力発電、これはかなり大きなものがあるんですが、現実には、採算性などを考えると、地上のものしかなかなか当てにならない。しかし、先ほどのお話でもありま

り、洋上も相当可能性はあるということになりまし
たら、まだまだこれは、技術開発によって、あ
るいは国民の努力によって、再生可能エネルギー
で今の二五％部分を埋めていく余地というのは相
当あるので、私は、今、これはやはり私も持ち
続ける必要があると思っております。

○井上(信)委員 これは、本当に現実的な政策、
そして国際的な公約でもありますから、願望とか
理想論では私は済まされたいと思いますよ。まあ、
みんなで一生懸命頑張って理想に向かって無駄遣
いを省けば子ども手当も実現できる、それだけ
財源を確保できるという話と一緒にですね、き
でできないということがわかったわけですね、きの
うも。ですから、私は、これも同じような話だ
と思う。

数字については、時間が短いので余り申し上げ
るつもりはありませんが、ちょっと今気になった
のは、環境省としても再生可能エネルギーのポテ
ンシャルをいろいろ検討されているというふう
に答弁をいただきました。

そういう意味では、このCO₂二五％も、昨年
末に環境省でロードマップを出されて、その前提
となるのがエネルギー基本計画なわけですよ。そ
して、エネルギー基本計画は、これはもう見直す
ということを政府が明言をされておられる。そし
て、エネルギー基本計画を見直せば、この再生可
能エネルギー法案も、附則六条にあるとおり、少
なくとも三年ごとに見直すということになってい
るわけですね。ですから、エネルギー基本計画
を前提としているこの再生可能エネルギー法案は
見直す。それであれば、同じように、少なくとも
もエネルギー基本計画を見直せば前提条件が狂
うわけですから、温対法、CO₂二五％削減も見直
す、それは論理の必然だと思っておりますが、い
かがですか。

○江田国務大臣 今、民主党のマニフェストの関
係についてのお話でしたが、これはもち
ろん、野党の皆さんの理解もいただかないと今政
策実現ができないという状況の中で、理解の得ら

れないものについていろいろな議論を進めて、一
定の結論にたどり着きつつあるところだと思
います。

その上で、二五％削減ということについては、
これはぜひ御理解をいただきたい。つまり、二
五％削減、そのためのエネルギー基本計画、これ
が前提になっているのじゃなくて、二五％削減自
体が前提になって、そこへどういうふうに積み上
げていくかということが今課題なので、エネル
ギー基本計画については白紙から見直して、先日、
エネルギー・環境会議におきまして、一定の方向
をみんなで議論の上で決定したところでございま
す。その中では、原子力発電に対する依存度も次
第に下げていく、これもしっかりと書き込んでい
るわけでありまして、そのためのいろいろな施策
もまた書いていくわけですね。

私は、そうしたことで、エネルギー基本計画が
白紙になったから、だから前提が崩れたのじゃな
くて、二五％削減というものが前提なんだ、論理
的にはそういう構造になっていると理解をしてお
ります。

○井上(信)委員 もう繰り返しませんが、それは
やはり、子ども手当はまず月二万六千円払わな
ければいけない、そのためには無駄を省けば財源
は後からついてくるという話と一緒に話と思っ
てですね。ですから、これは本当によくお考えを
いただきたいと思っております。

それから、続いて海江田大臣に伺いたいと思
います。
これも昨年末、地球温暖化問題に関する閣僚委
員会が発表した「地球温暖化対策の主要三施策に
ついて」、そういったものがあります。その中
では、再生可能エネルギーについて、「電力多消費
産業をはじめとする産業の国際競争力に影響があ
り得ることにかんがみ、負担と導入の動向を見極
めつつ本制度全体の負担総額を軽減・限定するよ
うな制度設計を工夫する。」というふうに明記さ
れております。

電力多消費産業への配慮として、一体どんな工

夫をされておられるんですか。

○海江田国務大臣 お答えを申し上げます。

確かに、委員御指摘のように、昨年末の閣僚委
員会で「負担と導入の動向を見極めつつ本制度全
体の負担総額を軽減・限定するよう制度設計を
工夫する。」ということを書いてございますが、私
どもとしては、やはり、再生可能エネルギー
の導入に向けたインセンティブと、それからもう
一つは国民負担の水準、このバランスを考えなけ
ればいけないということ、そこで、買い取り価
格などにつきましても適宜見直しをするというこ
とを考えております。具体的には、毎年の、正確
に言いますと毎年度ですね、毎年度の買い取り価
格の見直しに加え、少なくとも三年ごとに制度を
見直すとともに、二〇二〇年度にはとりあえず一
度廃止をするという、制度全体にわたる見直しと
申しますか、そういうものを書いていくわけでご
ざいます。

○井上(信)委員 制度全体の見直しなり配慮とい
うのは、それはわかっているんです。そうではな
くて、この閣僚委員会の決定では、電力多消費産
業に対して影響があり得るから工夫をするという
ふうに書いてあるんですよ。ですから、例えば電
力多消費産業に対するサーチャージの軽減措置で
あるとか、まさにそういった負担を強いられる産
業に対して何か工夫をしないといけないというこ
とだと思っております。いかがですか。

○海江田国務大臣 先ほどのをもう一度申し上げ
ますと、「制度全体の負担総額を軽減・限定する
ような制度設計を工夫する。」ということが正確な
閣僚委員会の決定でございますので、どういう形
になれば負担総額を抑えることができるかという
ことで、今もお話をしましたけれども、毎年の買
い取り価格の見直し、それから三年ごとに制度を
見直す。これはやはり、制度がだんだん動き出し
てまいりますと当然コストも減少してこうかと
思いますから、そして、コストが減少したとき、
それを買い取り価格に反映させるということも大
切な機能でございますので、そうした機能を織り

込んでいくことでございます。

○井上(信)委員 この閣僚委員会のペーパーの読
み方が私と大臣とでちょっと違う、そういうこと
なんですかね。私はもう、電力多消費産業への影
響をかんがみるんだというのが大前提というよう
な気がいたしますけれどもね。これは、与野党協
議などもあるでしょうから、そういう意味では、
むしろ協議に当たられている先生方にもぜひお考
えいただきたいと思っております。

時間があると思いますので、最後の質問は環境アセ
スについてであります。

再生可能エネルギー、確かにある意味、環境に
いい、自然にいい、そういうエネルギーですよ
ね。しかし、そういった環境にいいエネルギーを導入
することによって、いわばもつとミクロの、その
設置している周辺の地域の環境がおかしくなると
いうのでは、これは本末転倒ですよ。そういう
意味では、この再生可能エネルギーについても、
やはりなるべく多く環境アセスの枠をかけて手続
を行うべきだと私は思っております。

しかし、現在では、地熱あるいは水力、こういった
ものはアセスの対象事業になっておりますけれ
ども、それがほかのものはなっております。風
力については、けさの新聞にも出ておりましたが、
ここでもうやく慌てて十月一日から対象にするよ
うに政令改正しようとしているということが出
ていましたけれども、これはもう遅過ぎると言わ
ざるを得ませんよ。

あるいは、太陽光などもありますよね。これか
らメガソーラーなどをどんどん導入するというこ
とであれば、当然のことながら、例えば周辺の生
態系であるとかあるいは景観とか、こういった
ことについて大きな影響を与える可能性がある
と思っております。

ですから、こういったことに関して、環境アセ
スの対象としていくんだということをお考えかど
うか、環境大臣、お答え願います。

○江田国務大臣 環境影響評価法、これは、規模
が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそ

れがある事業を対象としているものであることは御承知のとおりで、風力発電事業については、今御指摘ございましたが、騒音とか低周波音、それから鳥がぶつかるといふバードストライク、あるいは景観等への影響が報告されております。このために、風力発電を法に基づく対象事業に追加してはどうかということで、現在、政令改正に向けてのパブリックコメントの手続を実施しているところで、これは、パブリックコメントの結果をもちろん参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

法に基づく透明性の高い環境影響評価を実施することによって、適切に環境影響の回避や低減が図られ、さらに住民の理解、受容が一層進むため、環境と調和した形で風力発電の健全な立地が促進されるものと思っております。

太陽光、メガソーラーでございますが、これについては、今、現時点で、私も、著しい環境影響があるというふうには承知をしております。これについては、今のところ、そういう検討の予定はございません。

以上です。

○井上(信)委員 ぜひこれは早急に検討していただきたいと思っております。

メガソーラーは、本当に、休耕田の何割かをメガソーラーにするとか山手線の内側全部だとか、そんな話も出ているわけですから、私は、再生可能エネルギーを普及させるために、むしろ、アセスの網をかけて、影響がないんだということをちゃんと証明していった方がいいと思うんです。

ですから、ちょっと最後にメガソーラーについても一度だけ、どういう方向性で臨むかを御答弁ください。

○江田国務大臣 委員御指摘のとおり、環境影響評価、アセスというのは、これは何も、これをやる者にはプレッシャーをかけるということではなくて、むしろこれをやることによって、環境についてはこういう負荷がありますとかありませんとか、あるいは、こういう負荷があるからこ

この程度にしておくとかこういう手だてがあるとか、そういうことをはっきりさせて、透明性の高い運営によって、国民あるいは住民の理解や受容を促進するというためにはやらなきゃいけないものだと思うので、その点は同じ思いでございます。

ただ、メガソーラーについては今のところ、私も、これは太陽光を遮るわけですから、その下はペンペン草も生えないというようなことになるかと思つたら、どうもそうでもなく、草も生えるし虫もいるしというようなことで、環境アセスメントをかけるというような負担を強いる、これは一応負担にはなりますから、そういう負担を強いるほどに環境影響があるというような認識は私ども今持っていないということですが、委員の御指摘でございますから、しっかり考えてみたいと思ひます。

○井上(信)委員 どうもありがとうございます。

○山田委員長 次に、谷公一君。

○谷委員 自由民主党の谷公一でございます。農林水産委員会に属しております。きょうは、経済産業、環境委員会と合同で、再生可能エネルギーの買い取り法案の質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

限られた時間でございますので、まず経産大臣にお尋ねします。

何度かやりとりがあったかと思ひます。買い取り価格と期間、これは大変大きなポイント、一番大事なポイントと言つてもいいかと思ひます。なぜ経済産業大臣の告示のみですか。これは常識的に考えても、これから修正協議で我が党も強く主張するかと思ひますけれども、まだ固まっておりますので、なぜですか。なぜ経済産業大臣の権限だけでやろうとする考えなのかというところからお尋ねしたいと思ひます。

○海江田国務大臣 谷委員にお答えをいたします。過去にもお答えをしたかと思ひますが、もちろ

ん、経産大臣が決めるという場合でも、最大限の透明性は維持をするということでございます。今の谷委員の御質問を聞いておまして、法文の上に買い取り価格あるいは買い取り期間を明示するかどうかという不都合が起きるのかということ私なりに考えてみました。

これは先ほどの井上委員にもお答えをしたことでございますが、やはり、特に買い取り価格などは毎年変えていく必要があるだろう。当面まず、国民に広く、できるだけ浅く負担をいただいて、この制度を定着させるということが大切でございますが、その定着をしていく過程で、コストなども下がって、この買い取り価格などにも変化が生じてくるだろうと思ひますので、毎年度と申しますか、あるいは三年には必ずと申しますか、そういう形で変わっていくわけでございまして、そういう変わっていく価格なり買い取り期間というもの法律で定めるのはいかがなものかと思ひていることも事実でございます。

○谷委員 今の大臣の考え方は、一つの考え方なんです。ただ、やり方は、それは工夫があると思います。私たちがなぜ経済産業大臣の告示だけですかと聞いて、大臣は、いやいや、法律で書くと言われましてけれども、やり方はいろいろあります。そこは知恵の出どころだと思ひますので、御指摘だけさせていただきます。

さて、全量買い取り制度導入ということで、さまざまなエネルギーの安定供給あるいは経済効果ということが主に議論されているかと思ひます。それはそれで大変大切なことだということは私も否定するわけはありませんけれども、あわせて地域活性化、この自然エネルギー、いわば再生可能エネルギーというのは、どちらかというと地方の方に、農山村の方に多いわけですから、それを活用した農山村の活性化、そういう観点も大変大切ではないかと私は思ひます。

農林水産大臣の鹿野大臣にも来ていただいております。御見解をお尋ねします。

た、再生可能エネルギーを活用していくということとはまさしく地域の農山村の活性化に結びつく、こういう視点が非常に大事だといふふうにとらえ方は、私も、私も共通の認識を持っております。

とりわけ、農山村には、太陽光なり、あるいは風力なり地熱なりバイオマスなり小水力といった、まだ利用されていない資源が豊富に存在するわけでありまして、この資源を活用して再生可能エネルギーといふふうなことで、分散型のエネルギーシステムといふものがそこに定着するようになってくれば、当然そこには新たな雇用が生まれ、そこに住む人たちの所得もふえる。

こういうふうなことでありますから、今、谷先生のおっしゃられた、地域の活性化といふふうな視点からとらえていくことが大変重要だといふふうなことを踏まえて、私も、今後取り組んでいきたいと思ひます。

○谷委員 ありがとうございます。

総論では一致するんです、大臣。では、そういう考え方が、今回の買い取り法案のどこにあらわれているかといふことであります。よくわからない。ほとんどあらわれないと言つていいのではないかと思ひます。

海江田大臣、買い取り価格は、太陽光を除いて、一律十五円から二十円。期間も一律。いろいろほかの、震災復興の委員会もありましたので、十分調べていないんですけれども、例えば、調べた範囲では、ドイツの場合であれば、農業、林業によって設立されたものは単価を上げるといふようなやり方で取り組んでいる例があるやに聞いておりますし、条件不利地域の買い取り価格あるいは買い取り期間、そういったものも、先ほどの鹿野大臣の答弁の趣旨からすると、もう少し目配りをして当然ではないかと思ひますけれども、どうでしょう。

○海江田国務大臣 これも随分議論がございました。エネルギー源によってコストがそれぞれ違っているわけでございますが、あるいは地域によってもコストは異なつてきようかと思ひます。です

から、その意味では、コストが違うんだから、買い取り価格も当然違ってしるべきではないだろうかと御意見もあるというふうに私は承知をしております。

ただ、片一方で、今度の場合、買い取り価格がございいます。それから、消費者の皆様方と申し上げますか国民の皆様方と申し上げますか、これはサーチャージという形で負担をお願いしなればいけないということになりまして、このサーチャージ、国民の皆様方の負担をできるだけ抑えたい。

とにかく、こういう新しい制度が始まって、その負担を国民の皆様がひとしく分け合っていたら、これは決して甘いお菓子ではありませんが、若干苦い薬ではありますけれども、そこをまず飲んでいただいて、本当に再生可能なエネルギーをふやしていくという大きな考え方がございいますので、そこへ入っていく最初の一步としましては、できるだけ負担を少なくする、全国一律にするという判断を私どもとしてはしたわけでござい

す。

○谷委員 大臣の言われることもわからないではないですけれども、納得はしていません。議論をした、経済産業委員会の議論だけでは不十分だから、こういう合同の委員会を開いているわけですか。農林水産の観点からも、あるいは環境の観点からも、本当にこれでいいのかなということから、もっと別の視点からの議論ということ

で今問題を提起しているわけですか。ですから、私は、今の大臣の答弁にはもう一つ納得できないところがあります。

つまり、この目的は、経済的なこと、コストも大事です、大事ですけれども、地方の、あるいは地域の、全国の農山村地域の十年後、二十年後のあり方を考えるならば、しっかりと、持っている地域資源を最大限に活用するような施策を打つ必要があるのではないですか。再生可能エネルギー買い取り法案のこの時点で、そういう将来像もにらんだ手当てをすべきではないかと私は思ってい

るわけです。ですから、その辺の目配りももう少しお願いしたいと思えます。

具体的にお尋ねします。

今回の法案は、既存施設は対象としないという考え方であります。しかし、海江田大臣、バイオなどは少し違うのではないですか。新たな再生可能エネルギーを創出するわけではないから既存施設はだめだということでありまして、私が調べた限り、ことしの二月十八日に公表された経済産業省の買取制度小委員会報告でも、基本的には新設された施設を対象とするけれども、バイオマスの発電施設については、単に発電施設が新設か既設かということに判断することが適当でない場合があることに留意すべきである、こういう報告も出されているかと思えます。

つまり、新たにバイオマスを燃料とすることによって今までの稼働率を上げて、さらなる再生可能エネルギーの利用の促進が図られるということではバイオマスの既存施設でもあるのではないかと、そう思います、御所見をお尋ねします。

○中山大臣政務官 先ほどより論議がございました、地域の活性化にバイオマスは活用できないかというようなお話もございました。これをあわせて考えますと、例えば、間伐をした業者は当然バイオマスの発電業者に売るわけでございいますから、そういうところの利益は上がってくるのではないかと。

これは、バイオマスだけは原料が必要なんです。ほかの再生可能エネルギーは、風であるとか太陽光であるとか……。ただ、バイオマスは、セロロースになる木材でありますとか紙でありますとか、過去に使ったものをエタノールにできる可能性もあるわけで、原料があるわけでございまして、その時点で利益を生むという新しい技術も可能なのではないかと思っております。

同時に、先生の言うように、水力なんかも、実は、日本のポテンシャルからいいますと、この間有馬東大名教授が、水力はやはり日本が一番のポテンシャルだよと言っているんですね。ですか

ら、これによって、電気事業者等がやる場合にはそこで大きな事業収益が上がってくるわけでございまして、その辺も含めて、これは三年ごとに価格等は見直ししながら慎重に考えていく必要がある。

ただ、地域活性化のためにはいろいろな手だてがあることは事実でございまして、この買い取り価格だけですべて地域活性化の発展につながることは限りませんから、いろいろな施策が必要だと思

います。

○谷委員 中山政務官の発言は、何かよくわかりません。私が聞いていることに答えていないです。地域活性化の話はその前にしたでしょう。その答弁を求めたのではなくて、バイオマスは既存施設についてもほかの自然エネルギーと違って対象とすべきではないですか。そのことは、何も私個人の意見だけじゃなくて、ほかならぬ経済産業省の買取制度小委員会報告でもそういうことを言っているんじゃないですか。そのことを言っているわけです。

地域活性化の手段はほかにもあります、そんなことはわかっていますよ、言われなくても。政務官より私の方が詳しいかわからない。

私が言っているのは、活性化のためにこの制度をどう使うべきかというところが一つ、バイオマスの既存施設について、これは既存施設は一律にだめだというんじゃないかと、バイオマス燃料の特性を考えてくださいというものを具体的に言っているわけです。

その答弁をもう一度お願いします。

○中山大臣政務官 間伐材なんか使った既存の発電所でする場合には、それは当然、既存の設備に対して、先ほど言ったように買い取り価格制度も考えるということとございいます。ですから、既存の施設であっても、当然、燃料にバイオマスを使ったのであれば、これは買い取り価格の反映ができるということとございいます。(発言する者あり)

○山田委員長 資源エネルギー庁安井部長、補足

して説明ください。

○安井政府参考人 若干の補足をさせていただきます。

今委員がおっしゃいました報告書に書いてございます、まさに太陽光とか風力は専用施設になるわけでございましてけれども、バイオの燃料の場合は、例えば既存のごみ発電所とか、あるいは火力発電所でも構わないんですけれども、施設自身は既存であつても、これに新たにバイオ燃料を燃していたら、こういうふうになれば、これは、施設は既存ですけれども、この買い取り制度で新たに扱うことを認めるべきではないか、こういう視点がございいます。

まさに、施設の新旧ではなくて、新たにバイオ燃料を用いて発電量をふやしたものであれば、それは、施設自身は既存のものであつてもこの制度の対象とすべきではないか、こういう御趣旨の御提言でございまして、私もその方向で対応したいというふうに考えてございいます。

○谷委員 では、再度お尋ねします。

バイオについては、既存施設であつても、新たにバイオを使う場合は今回の買い取り法案の対象となる、そういう理解でよろしいですか。これは政府参考人じゃなくて、大臣の方に明確にお願いします。

○海江田国務大臣 既存施設で既存の燃料を使つてやっていた場合、これは既存の制度でやっていた場合と、当然のことながら、そういう事業を行うに当たっての採算性の観点などもあるわけですから、それでやっていたら、既存の施設を使うけれども、新たな燃料、とりわけバイオマスのようなものを新たに導入してやるものは、新たな発電の量については新たなカウントにする、こういうこととございいます。

○谷委員 ありがとうございます。その点は明確になったかと思えます。既存施設であつても、新たなバイオ燃料を使うときは買い取りの対象になる、そういうことかと思えます。

それに関連して、対象のバイオマスなんですけ

れども、これは、国産材だけではなくて外材でも全く同じ扱いだというふう聞いております。

農林水産大臣、木材の自給率向上のためにも、外材を排除するという事になればWTOの問題もあるかと思いますが、少なくとも国産材を優先的に使えるような何らかの仕組みというところが必要かと思いますが、御見解をお尋ねします。

○鹿野国務大臣 今、谷先生からの御趣旨は、まさに国内産の木質バイオマス活用のメリットや国外産の輸送の際のCO₂排出等のデメリットというものを考慮いたしますと、これは、できるだけバイオマスの地産地消を推進することが望ましいということになるわけでございます。

そういう意味で、この買い取り制度の導入に当たっては、このような観点に十分配慮をしながら、木質バイオマス活用に対するいろいろな取り組みの中で関係事業者に対して働きかけをしていかなきゃならないんじゃないかな、こんなふうに考えているところでございます。

○谷委員 さて、農林水産大臣もそういう御答弁でしたが、権限を持っておられる海江田大臣にお尋ねします。

国産材を優先的に使えるような仕組みの導入について、今、農林水産大臣は大変前向きな、意欲的な答弁があったわけでございますけれども、御見解をお尋ねします。

○海江田国務大臣 今、農水大臣からそういう見解が述べられましたので、それをしっかりと受けとめたいと思っております。どういう仕組みができるのかということは、こちらで検討させていただきたいと思っております。

○谷委員 これも、先ほどの二月十八日に公表された経済産業省の買取制度小委員会報告に、結論は出ておりませんが、やや専門的ですが、LCA、ライフサイクルアセスメントの観点も導入するという事で、事実上、国産材を優先的に購入できるような仕組みの提言というのか、考え方も出ているところでございますので、ぜひ、

大臣におかれましては、そういう観点も加味していただいて制度設計をお願いしたいと思います。それでは、次に補助金のことでお尋ねしたいと思います。

現在、農林水産省におきましては、小水力、あるいはバイオについても導入の補助金というのがあります。例えば小水力であれば、小水力等農業水利施設利用促進事業でこういう補助金があるわけでありまして、これは、仮に新たな買い取りの仕組みができると補助金がなくなるということは、鹿野大臣、ないんでしょうね。そこをお尋ねします。

○鹿野国務大臣 再生可能エネルギーをこれから推進していく場合におきまして、この買い取り制度が導入された場合に補助金はどうかということでありまして、過般の食と農林漁業の再生実現会議におきます中間提言、あるいはエネルギー・環境会議の中間整理等にも、まさにこの再生可能エネルギー等の取り組みということについて具体的な形でも盛り込まれておるわけでありまして、今後、農林水産省といたしましては、農林水産業の振興と農山漁村の活性化との再生可能エネルギーの推進を一体的に取り組んでいく、こういうふうな考え方に立って取り組んでいきたい、こういうふうな思っているところでございます。

○谷委員 大臣、くどいようですが、再生可能エネルギー買い取りの仕組みができたとしても、農林水産省としては、小水力、あるいはバイオマスの普及のためにインセンティブを与える補助金は引き続きしっかりと守っていく、そういうふうな受けとめてよろしいですか。

○鹿野国務大臣 一体的に取り組んでいくということは、必要というふうなことで、ならば、当然のことながらそのような政策を引き続いてやっていく、こういうことでございます。

○谷委員 海江田大臣に確認をさせていただきま経済産業省の方は、この再生可能エネルギー買

い取り法案が成立して導入されたならば、経済産業省所管の導入のための今までの補助金はもうなくすという考え方のようでありまして、ほかの省庁がそれぞれ、例えば農林水産省であれば、農山漁村の活性化とかそういう目的のために補助金なり交付金なり、そういったものは、特に経済産業省としてはそれについてコメントをしない、そういうことでよろしいですか。確認をさせていただきます。

○海江田国務大臣 私どもは、再生可能エネルギーの買い取り制度が本当にしっかりと国民の間に行き渡って、自然エネルギーがふえていくということは何よりも望むものでありますので、経済産業省では、今、谷委員からお話がありましたような方向でございしますが、とにかく国全体としてそういう形で後押しをしていくということで他の省庁がやっていただけることは、私はとやかく言うものではないと思います。

○谷委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、これで終えさせていただきます。特にバイオ発電といえますのは、太陽光とか風力などと違いまして、施設整備が終わると雇用効果がほとんどないというものはあります、バイオ発電は。うまくいけば相当の雇用も創出できる。そして、地域の永続的な雇用が確保できて、活性化にも資するということでございますので、しっかりと張りをつけたまま、購入を、そういう制度設計をぜひしていただきたいということを御要望申し上げます。質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

〔山田委員長退席、小沢委員長着席〕
○小沢委員長 次に、江田康幸君。
○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、この経産委員会において連合審査という事で質問に立たせていただきますが、再生可能エネルギーの全量買い取り制度を創設するこの法律案についてでございます。

まず最初に、この再生可能エネルギーについての私どもの基本的な考え方を述べさせていただきます。

公明党は、これまで過渡的なエネルギーとして原子力発電を容認してまいりました。しかし、今回の東京電力福島第一原発の事故によって、原子力への依存を徐々に減らしていかなければならないと考えております。そして、電力の安定供給をしっかりと確保しながらこれを達成していく、これが大変重要と思っております。そのためには、省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大に最大の努力をしていく、そういう考えでございます。

この再生可能エネルギーについては、もう皆さん御承知のとおりでありますけれども、その名のとおり枯渇せず、そして、国産であり、燃料費がかからないという特徴から、我が国のエネルギー安全保障にふさわしいエネルギーである。さらには、再生可能エネルギーは、エネルギー利用時点でCO₂を発生せず、低炭素社会にふさわしいエネルギー源とも言えます。

さらに、この再生可能エネルギーの拡大についてであります。これは日本経済の発展に大きく貢献していくものと考えます。その世界市場は、現在は二十二兆円、そして、今後二百兆円にも達すると言われているわけでありますけれども、日本経済への大きなポテンシャルを秘めた分野でございます。

こういう再生可能エネルギーでございますけれども、しかし、実際は、社会的制約が大きいくいろいろございまして、現段階では再生可能エネルギーが市場競争力を持つには至っていない、それは皆さんも御承知のとおりであります。発電単価がほかの電源と比べて高い、また、商業的に大規模に利用されていないという点にあります。しかし、地球温暖化等を考慮すれば、比較的短期間のうちに再生可能エネルギー設備を普及する必要があるわけであります。そのために再生可能エネルギーに短期間で競争力を獲得させる、そういう政策が必要となってきているわけであります。

す。それが全量固定価格買い取り制度であり、それを具体化する本法案の必要性については、我々公明党も認識を共有するものでございます。具体的な質問をさせていただきたいと思えます。

今申し上げましたように、大変期待は大きいわけでありませうけれども、この制度を設計、運用する上での課題も幾つかあることは確かでございます。大きな論点の一つは、法案第十六条に規定する賦課金、いわゆるサーチャージによって需要家に負担をお願いする制度であるということでありませう。

経産省の試算では、制度導入後十年で、これは標準的な家庭ですか、月当たり百五十円から二百円程度とされております。他方、化石燃料の高騰によっても、やはり燃料サーチャージとして電気料金が増加せられていくこともしかりでありまして、ここ数年の燃料高騰によって、標準的な家庭において月当たり幾ら値上がりをしていくのか、お聞きいたします。

また、IEAがエネルギーアウトLOOK二〇一〇において化石燃料の高騰を予測しております。その予測価格を踏まえて、同じく標準的な家庭で月当たり幾ら値上がりしていくのか、試算でいいのでお示しをいただきたいと思います。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問になりました、標準家庭における、この数年、手元の資料では過去五年ぐらいいを見てまいりましたけれども、東京における標準家庭の場合、この五年間におきまして、約九百円、燃料費の上昇に伴う電力料金の値上げがございました。それから、二つ目に御指摘になりました、IEAの今後の燃料費の上昇でございます。これは燃料構成比等、いろいろ複雑な要素はございますけれども、そういったものと同じものということで前提を置きました計算をいたしますと、一般家庭におきまして、現時点に比べて、二〇二〇年段階で約六百円の増加になります。

○江田(康)委員 もう一つお聞きいたしますが、

電力多消費産業への配慮がこれまた必要だと私もずっと思っておりますけれども、電炉業とかセメント業とか化学工業などについて、先ほどの家庭の場合と同じく、ここ数年の燃料高騰によってどれだけの月当たりの負担がふえていくのか、これもお聞かせいただきたい。また、十年後を想定した本制度によるサーチャージ負担と、化石燃料の高騰を踏まえた燃料サーチャージ負担について、それぞれの試算でいいのでお示しをいただきたいと思えます。

○細野政府参考人 重ねて御答弁申し上げます。

電力多消費産業、今幾つか例を挙げていただきましたけれども、契約電力が業種、あるいは事業者によってもさまざまでございますので、一律に試算をすることはなかなか困難でございますが、先ほどと同様に過去五年間、いわゆる燃料費の調整額というものでキロワットアワー当たりの単価の推移はフォローできますので、これで御説明を申し上げたいと思えますが、過去五年間でキロワットアワー当たり約三円値上がっております。

したがって、多消費産業、多消費型の事業者という定義にもよるわけでございますが、例えば、今、節電ということで電気事業法二十七条の義務を付けてお願いをしておりますが、その対象になりますいわゆる大口事業者、大口需要家ということでは、単純にその平均値をとりますと、約八十キロワットアワーでございますので、したがって、月額の負担でいいますと二百四十万円。もちろん、多消費というのはその平均よりもっと高いわけでございますので、仮にこれの五倍だとなれば、月額で約一千万円の負担増になります。

それから、IEAに基づきます今後の増加でございますが、先ほどと同様の燃料の、特に原油の価格の見通しをベースにいたしました費用の増加を申し上げますと、先ほどの大口需要家の平均で月額で約六十万円、これも先ほどのように五倍だとすれば、約八百万円でございます。

それから、サーチャージのことについても言及がございました。これにつきましては、大規模事

業者につきましては、先ほどのように、大口需要家平均で月額約四十万円、これは二〇二〇年段階でございますが、その五倍であれば、約二百万円の増加というふうな計算ができます。

○江田(康)委員 今、細かい数字を、試算ではありますけれども、聞かせていただきました。

今ありますように、原発の事故によって、いつとき本当に化石燃料による代替等々がございませう、その燃料高騰は、先ほどおっしゃいましたように、二〇二〇年でも、一般家庭においては月六百円、それから、産業界、電力多消費産業は、一律には言えないということではありますけれども、月に五百万から一千万円というところが出ていくということでもあります。

こういう状況を見ると、やはり燃料高騰によってこの価格が高騰していく、その負担というものが現実的に予測されるわけでありませうけれども、再生可能エネルギーをふやしていく、また、いかなければならないと思えますが、化石燃料の高騰によるコスト高をある程度相殺できることになってくるのではないかと。そういうところまで含めて、私は、再生可能エネルギーを日本のこれからのエネルギーの基幹というものに、これは長い年月がかかるかと思えますけれども、していかねばならないと思うわけでございます。

ただし、この制度には問題があります。それは、短期的には、特に低所得者とか経営基盤が相対的に弱い中小企業にもひとしく負担がかかることでございます。この点についての配慮をどうするの

これが争点の一つではありますけれども、低所得者、そしてまた中小企業の割合が高くて電力を多く消費する業種に対して、限定的に一部の需要家にサーチャージの減免を行うという考えがあるかと思えます。これについてどのように経済産業省の中において踏まえられたのか。そして、もしそれが難しいという判断であるならば、この負担軽減のための財政支援等について、例えばエネルギー・特会を活用することを法律上明記していくこ

とでこれらの負担の軽減に資することはできないのか。そこについて、どこまで掘り下げておられるのかをお聞きしたいと思います。

○中山大臣政務官 先ほど来ちよつと大臣からもお話がありまして、総額をできる限り上げないようにはするということが一つ、省エネは、本当に、乾いたタオルほど絞っているのに、もうこれ以上省エネできないよとは言っておりますが、できるだけそういうところに補助金を使っていこうということ、四百億円ぐらいいそれを充てております。

ですから、我々も、本当に、今、省エネのハイブリッドな機械を導入するとか新たな考えを持っておりますところには助成をしていきたい。特に、先ほど言いました業界には、しっかりとした補助金を出しながら、私たちも援助していきたいと思っております。

○江田(康)委員 以前より聞いていたことでもありますが、やはりこういうようなエネルギー・特別会計を活用して、この初期投資、また、こういう負担の軽減をどう実現していくことができるか、制度を導入する上においては、政治判断上、大変重要だと思えますので、ここをもっと明確にしていきたいと思います。補助金もそれぐらいではないのかと思えます。補助金も次の質問をさせていただきますけれども、地域の送配電網についてでございます。

電力料金による負担をこうやって議論していくのであれば、そもそも、地域の送配電網を、系統ですけれども、これを独占的に所有し、総括原価方式によって認可価格が認められている発電事業もあわせ持つ、一般電気事業者による地域独占の高コスト構造というのを見直していくべきではないかと本質的に思われます。

こうした議論は、安定供給を阻害するという意見もございませうけれども、例えばでございますけれども、送配電に加え、セーフティネットのための発電能力を備える送配電事業者を公営的なものにし、そのほかの発電事業を過当競争による供給不安に配慮しつつ自由化する、こういうような

一つの方策もこの安定策としてはあるのではないが。

これはすぐに実現できる課題ではありません。しかし、こうした電力供給の本質をついた、正面からの議論というのもしなければ、環境整備は整ってこないと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○海江田国務大臣 私どもは、発送電の分離も含めまして、その意味では聖域なき議論をやっているかと思っております。その議論の場としましては、エネルギー・環境会議というものがつくられましたので、この場所が適当かなというふうに思っておりますが、もちろん、エネルギー・環境会議に臨むに当たって、経産省の中でもこれは積極的に議論をしていこうと思っております。

特に、経産省としましては、もちろん御家庭の負担増というのにも大いに気にかけているところでありまして、同時に、日本の国内に企業がしっかりと残って、しかも、その企業が国際的な競争力を持つということからも、やはり電力の安定供給と価格をできるだけ安くするということは大変大事な要素でございますので、そういう観点からも、経産省の中でもしっかりと議論をしたいと考えております。

○江田(康)委員 あわせて、経済産業省は、住宅用の太陽光以外、この法案ではすべて一律の買い取り価格、買い取り期間で運用するとしております。しかし、先ほどの議論もあるように、安定供給のための電源の多様化、また、地域特性に応じた再生可能エネルギーによる地域振興といった観点からは、エネルギーの種別、規模別、そういう電源ごとに導入が促進されるような価格設定や期間の設定をきめ細かに行う必要があると思うんです。

今回の法案では、我が国に初めて全量買い取り制度が導入されることになるかもしれませんが、それでも、しかし、その変化はやはり激しいものがあると思います。見直しも含めて、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○海江田国務大臣 今、江田委員の口からおっしゃっていただきましたけれども、今回、買い取り価格自体を毎年見直していくということでございますので、そうした中で、やはりこれは本当にやってみなければわからない部分もあります。それから、今およそ二十円ぐらいでということでお話をさせていただいておりますが、この二十円ぐらいというのは、片一方で国民の負担を考えるとそのくらいかなというふうに思いますが、これによって早期に発電が進むところと、そうでないところも恐らく出てくようかと思えます。それからまた、そうした一つの価格の目安ができて、そこへ向かってそれぞれの事業者がコスト削減して一生懸命やることも出てきます。そういう状況を見ながら、また新たな買い取り価格というものが決まっていけばよろしいかと思えます。

○江田(康)委員 ぜひこれからの状況をしっかりと把握していきながら、これは早い段階での見直しも必要であるとは思っております。

再生可能エネルギーの導入促進のためには、電気事業者による買い取り義務とあわせて、系統に対する接続の申し出にも応ずる義務、いわゆる接続義務も非常に大事な環境整備であると思っております。

法案第五条一項には接続義務が規定されておりますけれども、接続を拒否できる理由として、第二号に、「当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれ」が規定されております。

先ほども議論しましたとおり、買い取りを義務づけられる一般電気事業者にとっては、再生可能エネルギーの発電事業者はいわば競争相手になってくるわけでありまして、みずからが独占的に所有する系統が不安定になるからという理由で拒否できる可能性を残すのであれば、結局は、一般電気事業者の恣意によって接続が制限されるおそれがぬぐえないと思うわけです。この法第五条第一項第二号については必要ないのではないかなという考えを持ちますけれども、いかがでしょうか。

○中山大臣政務官 御質問にお答えいたします。今の、拒否できる条件というのは先ほど言ったとおりなのでございますが、虚偽の申請をしたり、または、電力の場合は安定供給、特にアンペアが上下しては非常に困るわけございまして、この辺もこれからの議論の対象になるというふうに思っております。

委員の皆さんも、この間外国へ視察に行きましていろいろな事例をお聞きになったようで、私たちも漏れ承っております。確かに、私たちもそういう面でのこれからの議論が必要だというふうに思っております。皆さんもいろいろな御議論があるかと思っておりますので、今の、拒否できるというものを削除するところはどうかと今考えてはおりますが、議論の対象にはなるというふうに思っております。

○江田(康)委員 法案には、「経済産業省令で定める正当な理由があるとき」には接続が拒否できるとの規定があるわけでありまして、そういう意味では、特別にこの規定を置く理由を確認したいわけでございます。検討していただきたい。

次ですが、再生可能エネルギーの接続義務を有効に機能させるためには、再生可能エネルギーを大量に受け入れるための送配電網の、系統の強化が非常に大事だと思っております。この買い取り制度による買い取りの義務化と同時に、環境整備の中でも系統の強化が、再生可能エネルギー、分散型エネルギーにとっては、普及のために最も重要なところだと思えます。

具体的には、地域独占をお互いに侵さないという観点からこれまで細い連系線しかなかったわけでありまして、この地域間連系を抜本的に強化するということが大事だと思えます。

そしてまた、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは高いけれども需要は少ない、例えば北海道とか東北、そして私の九州とか、そういう地方と、導入ポテンシャルは低いけれども電力需要は大きい関東と関西、こういう地域を一体的に運用

し、日本全体で再生可能エネルギーの需給をマッチさせる、こういうことができるようにならなくてはならないし、さらには、気候など自然条件に影響されやすいのが再生可能エネルギーでもありますが、これも、この変動をなくすためにも、これからは蓄電池の大量整備、蓄電技術というのが大変重要になってくると思われまます。

こういうような買い取り価格とか買い取り期間の適切な設定と相まって、再生可能エネルギーの導入が飛躍的に進んでいって、さらには、今回の震災で明らかになった電力融通や蓄電の必要性にもこたえる、災害に強い電力需給構造が構築できる、そのように私は日ごろより考えておるところでございます。

そして、これに加えて、高圧直流大容量幹線を敷設していつはどうか。これは将来的なところでありましても、これを全国で結んでいくことによって、全体で再生可能エネルギーの需給がマッチできる、こういうことにもなってくるかと思っております。

発送電分離と同じように、これはすぐにできるような課題ではありませんけれども、エネルギー政策を白紙から議論するというのはあれば、こうした大変重要なことを視野に入れた議論を、着実に前に進めていくべきと考えますけれども、こうした系統安定化、強化に対する大臣の見解を伺っております。

○海江田国務大臣 江田委員の御指摘のとおりでございます。今回の大震災でも融通の問題で大変大きなネックがございまして、ああいふ計画停電などということにもなったわけでございますから、その意味からも、連系の強化、融通を円滑にするための施策、これは本当に一日でもできるものではないと思いません。それから、特に主要な幹線を強化するということは、かなりお金のかかることでもあります。

ただ、今回、こうした自然エネルギーの買い取りの制度がスタートするに当たって、そういうことを、それから、御指摘のありました蓄電池の技

○海江田国務大臣　今、江田委員から包括的なお話がございましたので、私もその線でお話をさせ

能性について、物理的限界潜在量は、太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱など、それぞれの潜在量と、それから合計のものを発電電力量の単

も、関係省庁とバイオマスの活用推進専門会議というのをやっております。そのデータによりまして、林地残材あるいは家畜の排せつ物等のうちまだ使っていないもの、こういうものが約一千億キロワットアワーあるとされております。もちろん、バイオマスはいろいろな使い道がありますの

その結果でございますけれども、一年間の発電量で申し上げますと、住宅用以外の太陽光発電が千五百億キロワットアワー、風力発電では、陸上が五千八百億キロワットアワー、洋上が四兆三千億キロワットアワー、中小水力発電は二百五十億キロワットアワー、地熱発電は八百九十億キロワットアワーということでございまして、合計いたしますと約五兆キロワットアワーということになっております。

バイオにつきましては今回試算をしておりますけれども、我が国の国土は非常に緑に覆われておりますので、大変なポテンシャルはあるのではないかとこのように思っております。

○吉井委員 現在、日本で発電している総発電電力量が九千億キロワット時ぐらいなものですから、少し超えますけれども、そうすると、今の環境省のお話でも五兆を超えているわけですから、総発電電力量からしても五倍以上。原発で起こしている発電電力量が三千億キロワット時ですから、それと比べてみても、これは今の住宅以外の太陽光発電だけでも、原発の半分は太陽光発電で可能だということです。ですから、どれぐらい再生可能エネルギーを爆発的に普及させて新しい産業や仕事を起こしていくかということが非常に大事な点だと思っております。

風力発電は、陸上で五千八百億というお話ですから、これは原発の約二倍の可能性。洋上では四兆三千億ですから、これは原発と比べてみれば十四倍ぐらいですか、十八倍ぐらいになってきますか。ですから、非常に大きな可能性というのを持っているから、今度の法律を通じて、再生可能エネルギーの固定価格買い取りによって、やはり爆発的に普及する。そのことによって、エネルギーの構造を原発依存から再生可能エネルギーへとシフトするとともに、産業としても地域経済を興すというところで取り組むということが大事なことだと思っております。

そこで、海江田大臣に伺っておきたいんです。豊かな再生可能エネルギーとして見ると、国際的に見ても、例えば、降水量は世界平均雨量の二倍ですし、山は急峻ですから小水力の可能性は多いし、風に対する抵抗の少ない山の頂上部分と、それから、今も御報告ありました洋上で四兆三千億キロワットアワーという非常に大きな可能性が洋上風力にも豊かにあるわけですし、森林率は国土の約七割で木質バイオマスも非常に豊かな国ですし、地熱も世界第三位。

この自然エネルギー、再生可能エネルギーのポ

テンシャルを現実のものにしていくという研究開発というのが非常に大事なところだと思っております。この点についての経産大臣の考えを伺っておきたいと思っております。

○海江田国務大臣 吉井委員にお答えをいたします。

私も、まさにポテンシャルティー、これは潜在的な能力と申しますか、これをどう顕在化するかにということに、研究開発の後押しというのが大変重要だという認識は持っております。例を挙げますと、太陽光発電設備につきましては、やはり先ほどお話がございましたけれども、太陽電池の長寿命化、低コスト化、これに向けた研究開発、新素材を使った効率的な太陽電池の開発などを支援しております。

それから、風力発電につきましては、まず、やはり風況、風がどのくらい、どちらの方向から吹いてくるか、こういう正確な予測手法が確立されなければいけませんから、それをやっていきます。それから、落雷対策というのもおそろにすることができません。落雷からの保護対策ですね。それから、風車の音でございまして、これも洋上ならばさほど影響はないかと思いますが、陸上部分ではやはり風車の音の低減対策。それから、我が国の気象、海象条件に適した洋上風力発電に関する技術等の開発を支援しております。

それから、バイオマスにつきましては、高効率、低コストで燃料等を製造する技術や、微細藻類に由来する新たなバイオ燃料の製造技術の開発を支援しております。

委員御指摘のとおり、私も、その潜在力をどう顕在化するかにということで研究開発の後押しに力を入れております。

○吉井委員 それで、そうした再生可能エネルギーが地域の経済とどう結びついて発展するかというところがやはり大事な点だと思っております。ですから、地産地消型とか、そういうエネルギーの仕組みですね。これはマイクログリッドであったり、賢い使い方、スマートグリッドであったり、

もちろん系統の安定の問題ですね。系統の安定という点では、電力、電圧、周波数、これを安定させるということには非常に大事なことです。それとともに、現に北海道と青森県との間では直流送電をやっているわけですが、これらについての開発、そうしたことにしてもうんと力を入れて、再生可能エネルギーというのは、本当に爆発的に普及させることで日本の地域経済も発展させるという道に取り組むことが大事だと思っております。

この点で、私、環境大臣に一つ伺っておきたいんです。

先日、久しぶりに高知県の幡原町というところへ調査に行ったんですが、ここは木質バイオマスなど再生可能エネルギーの取り組みをやっているの、なかなかよく評価されているところで、風力発電の売電収入で、各家庭の太陽光発電パネルにも一キロワット二十万円の補助金を出して、世帯率で一割近くも普及しているんです。森林組合の間伐補助金を出して、二酸化炭素の吸収が進むようにする。同時に、間伐した木材や製材したときの端材、これらを中心に木質ペレット工場で栽培用のペレットボイラーとか、それから冷暖房機の燃料、冷房も暖房もこれでやるわけです。都市部の建築廃材ですと化学薬品を含んでおったりしていろいろ問題がありますが、こういうところはその心配のない木質ペレットで循環できるわけですね。

ところが、昔だったら焼き畑農業をやったように、肥料に戻したり土壌改良に使えるわけなんです、本来であれば、これは廃棄物じゃなくて有価物として廃棄物処理法の対象外という扱いで、再生可能エネルギーに取り組んでいる環境省として、私は、これは積極的に応援すべきものだと思うんですが、現実には、愛媛県との県境の小さい町から徳島県まで運んでいて、産業廃棄物として処分しているんですね。町の方では地域循環、地域完結型の木質ペレットによる再生可能エネルギーに取り組んでいるのに、こういう矛盾が生ま

れているわけです。

だから、環境大臣として、やはり木質ペレットによる再生可能エネルギー発展のために、こうした矛盾を解決して、うんと前進させるという、この取り組みが大事だと思っておりますが、伺っております。

○江田国務大臣 木質ペレットの焼却後の焼却灰、これを廃棄物扱いにすべきでないのではないかと、そういう御指摘でございます。

そこで、まず、廃棄物というのは一体どういうものだと認識しておるかということですが、これは、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがある、いろいろな環境上の支障なども起きる、そこで、法による適切な管理下に置くことが必要、これを廃棄物としているわけで、さて、今のその焼却灰がそういうものに当たるかどうかということでありまして、廃棄物該当性というのは、その物の性状、あるいは通常の取り扱い形態、取引価値の有無等を総合的に勘案して判断すべきというのが、これは最高裁の決定で実はそういうものがございまして、そうしたさまざまな勘案事項を総合的に見てどうなるか、そういう話でございます。

これが一部、こうした焼却灰をほかのものとして不法投棄されたような事実も実はございまして、余りすぐに、いや、これは有用物だからというのなかなか難しいんですが、議員の御指摘のように、例えば一定の市場が形成されていて、そこで有償の譲渡が行われているようなことがある場合には、これは明確に廃棄物ではないということも言えると思うので、そのあたりをよくこれから検討してまいりたいと思っております。

○吉井委員 特に、高知県の山間部の町ですと、地域完結、循環型なんです。そういうところについては、せっかく再生可能エネルギーを進めようというときに、やはり環境大臣としても積極的な取り組みを求めているかと思っております。

鹿野大臣に伺っておりますが、間伐を支援して二酸化炭素吸収による環境対策を進めることと、

林業そのものの振興とともに、木質ペレットの活用で農家の温室栽培用のペレットボイラーとその燃料としての木質ペレットの活用が進むように、やはりこれは支援していくということが非常に大事だと思うんです。この点、大臣の考えを伺っておきます。

○鹿野国務大臣 今、吉井先生からおっしゃられたことは、まさに私どもも共通の認識を持っておりま

そうです。そういう意味で、これまでもチップあるいは木質ペレット製造施設、あるいはボイラー等の整備に対する支援を行ってまいりました。それに加えて、民間事業者によるこれらの整備資金の借り入れに對しましては利子を助成する、こういうふうなことも実施しているところでございます。

これからの、このような取り組みと同時に、再生可能エネルギーの買い取り制度を導入した後に、おきましては、木質、いわゆる火力発電所などに未利用の間伐材等の利用を推進していきたい、こういうふうな考えております。

○吉井委員 ペレットストーブとかボイラーというのは地域の中小企業でできるし、林道の整備なんかが中小建設業者の仕事と、いずれにしても地域経済に非常に貢献するわけですね。ですから、そういうことにつながるようにしていくということが、法律を担当している経産大臣としても大事な取り組みだということに考えておりますので、後ほどお考えを伺っておきたいと思

再生可能エネルギーを生かす日本の技術力というのは、すべて高い水準にあります。問題は、農林水産業や中小製造業、土木建設業など、地域経済の結びつきですね、日本経済の持続的発展に資するようにすることが非常に大事なことだと思

もう一つは、それぞれの再生可能エネルギーというのは地域によって特性が違うわけですね。それぞれの再生可能エネルギーの開発普及の段階や特性、地域や規模に合わせたきめ細かい価格の

設定とか、それから、安定して取り組んでいける、そういう期間を設定するというところで、再生可能エネルギーが爆発的に普及するように取り組むということが大事だと思うんです。この点についての海江田大臣のお考えを伺っておきます。

○海江田国務大臣 吉井委員にお答えします。幾つかありましたので、技術の革新というのは、やはりコストを下げるという意味でも大変重要だという認識があるということ、まずお答えを

後段にございましたエネルギー源、それから、今、吉井委員は、エネルギー源のほかに、地域によるコストの違いもあるだろうというお話がありました。

ですから、そうなるまいと、本当に細分化された買い取り価格というものが必要になってくようかと思

たいて、まず、こういうものだと、自分たちの財布から負担をして、とにかく再生可能エネルギーの拡充に自分たちも貢献しているんだ、努力しているんだ、こういうことをまずわかっていただ

きだいたいということでございます。そして、できるだけその負担は少なくしたいという思いで、現在のよう

な制度を考えたわけでございます。ぜひ、その点は御理解をいただきたいと思

います。時間が参りましたので、終わります。○田中委員長 吉井君の質疑は以上で終わ

ります。次に、吉泉秀男君。○吉泉委員 社会民主党の吉泉秀男です。本連合審査会で質問の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げながら、早速質問をさせて

いただきますと存じます。

先日、八月二日、超党派による海洋自然エネルギー促進議員連盟が発足をしたところでござい

ます。海域の豊富な風力を初め、すべてのエネルギーを活用し、官民協調しながら省庁の垣根を越えて、新技術の開発、実用化に向けた促進を図るためにも、本法案の重要性、このことを確認してき

たところでござい

ます。海江田大臣、大臣は、七月十四日の本会議で、消費電力に対する賦課金の上限を、賦課金がキロワットアワー当たり〇・五円を超えないよう制度運用する、こういう説明をなされたわけ

でございます。自分自身大変違和感を持っているわけ

でございます。このような運用が行われるとするならば、再生エ

ネルギーの導入が進まない一つの要因にもなっていく、そういう危険性もあるのではないか、こ

ういうふうな思っております。現に、このように運用上キヤップをかけた場合、経済産業省の中

でも、四

分、四％しか伸びない、そういう試算があるわけですから、これを認めているわけ

でございます。この法案の目的が、全量買い取りそのものを通しながら再生可能エ

ネルギーを飛躍的に普及させていく法案であるというふうな認識もしてござい

ます。大臣としての考え方、制度上、賦課金等の問題でどうしてもキヤップをかけてい

かなきゃならないという考え方そのもの、今の考え方と同じなのか、そのことを再度お聞きさ

せていただきます。○海江田国務大臣 吉泉委員からのお尋ねで、今

も変わ

らないのかということでございますが、七月の十四日

で、ま

だ一月もたつておりませんが、七

月十四日

で、ま

だ一月もたつておりませんが、七

月十四日

で、ま

だ一月もたつておりませんが、七

月十四日

発送電分離をして、地域の小規模発電の電力を送電網を通じて地域の地場産業で利用する。そこで、アイデアとして私が提案したいと思っていますのは、被災地、特に、深刻な放射性物質による土壌汚染のある福島県で、いわゆる野菜工場を展

開することであります。

私、横浜のみなとみらいの近くにある農家を見てきました。そんなところに農家があるのかと思いますけれども、雑居ビルのワンフロアであります。植物栽培に最適な光を出すLED電球、LED照明を開発して、完全閉鎖型、完全制御型の野菜工場をやっている。水耕栽培で、全く土を使わないで、葉物野菜、レタスやチンゲンサイ、サンチュ、シュンギク、こんなものを栽培しております。全く無農薬、そして省電力。水を循環して再利用しますので、栽培に使用する水も少量で済む。もちろん、ビルの一角でできるわけですから、省スペースです。水耕栽培に限らず、熊本ではハウスで、プランターにビートモスを使って、LED照明のトマトを栽培しているそうでもあります。

LED菜園で栽培した野菜は、光を最適化しているから栄養価も高いのだそうで、コマツナと比較すると、市販のコマツナより、ベータカロテンが二・二倍、ポリフェノールが一・七倍だそうであります。これは私は非常に可能性がある事業だなというふうに思いました。

土壌汚染によって、福島県野菜のブランド力というのは相当傷ついてしまいました。そして、現実問題として、広範囲に完全な除染するには相当な長期間がかかるだろうというふうにも思います。

そこで、今後、確実に世界的な成長産業になるであろう野菜工場を福島県内で大きく展開をしていく、むしろ、福島県産LED野菜を今後の世界に向けたブランドとして育てていく。もちろんエネルギーは再生可能エネルギーで、地産地消で賄う。こういうことをぜひ御検討いただきたいというふうに思いますが、農水大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○鹿野国務大臣 今御提案があった御提言の考え方というものは、私ども、今後取り組んでいかなきゃならないな、こういうふうに出ております。特に、水耕栽培等、土を使わずに、いわゆる工場

を設置して野菜等をつくるというふうなことは、これからの福島県ということ考えた場合に有なる手段である、こういうふうに出ております。そういう意味で、今後、各県の市町村が震災復興計画をどういうふうに打ち出していくか、そういう中で、コストの面とか運用の面というふうなものは当然かわってくるわけでございますので、そういうことも踏まえて、技術的な助言なりあるいはまた国の支援制度というふうなものを通しての情報提供などを行って、やっていきたいという市町村に対して、また都道府県に対して積極的に支援をしてまいりたい、こう思っております。

○柿澤委員 今思いましたが、これは放射性物質による土壌汚染に本当は限らないんですね。津波によって塩害をこうむった水田などが宮城県にも岩手県にも広範囲に広がっている。そういうところと同じような考え方に基づいて野菜工場を展開していく、それが日本発の大変な先進的なブランドになっていく、こういう可能性が私はあると思うんです。まさにピンチをチャンスに生かす発想ではないかというふうに自負をいたしております。

横浜のみなとみらいの近くに、首都圏にあるものでもありますので、ぜひ農水大臣には現場も見ていただいて、御検討を進めていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鹿野国務大臣 水耕栽培等々、またビルの中の野菜づくり等々、農産物を生産しているところも私も何カ所か見ておりまして、機会がありましたらまた、こう思いますけれども、そういうことを参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

○柿澤委員 質問時間が尽きてしまいました。海江田大臣にも御通告を申し上げていたんですけれども、このような和やかなやりとりになるかどうかわかりませんので、このまま終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○田中委員長 以上で柿澤未途君の質疑は終了しました。

以上で本連合審査会は終了いたしました。これにて散会いたします。

午後三時二十四分散会

〔参照〕

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

は経済産業委員会議録第十四号に掲載

平成二十三年八月十九日印刷

平成二十三年八月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P